

令和5年度 第2回四街道市障害者自立支援協議会 会議次第

令和5年11月16日（木）

14時00分から

四街道市企業庁舎2階第1、2、3会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について
- (2) 四街道市地域生活支援拠点等事業について
- (3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について
- (4) 障害の害の字のひらがな表記における市の方針について（報告）
- (5) その他

3 そ の 他

4 閉 会

項目3 利用者の主な日中活動について

設問 GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。

(事業者回答)

安否・所在確認や服薬確認を含む食事提供、排泄や入浴の介助を行っております。

(委員意見)

1. グループ支援、個別支援等、様々な体制を取り入れて活動を展開するとよいと思います。
2. 重度の人が多く中、サービス提供のご苦勞もあると思いますが、ご本人の意思も吸い上げメリハリのある生活ができるようサービス提供をお願いしたい。
3. コロナ禍において日中活動は大変だと思いますが、利用者からの要望を取り入れながらメニューが増えることを期待しています。
4. 実際に提供されているところを目視で確認しているわけではないので、何とも言い難いが、標準的な支援・サービス提供がなされていると評価し、今後もより充実した支援・サービス提供を務められたい。
5. いろいろと頑張っており組んでいる感じが感じられますが、日常的に人手不足の中では日中サービスの提供も最低限にならざるを得ないものと思われます。
6. 昨年に引き続き、もっとメリハリのある生活が送れるよう工夫した方がよいかと思われる。

(採点平均) 2. 8点(前回採点平均) 2. 7点

(要望・助言・評価案)

総評：支援・サービスの内容に改善の余地がある。

1. 利用する方の個々の実態に応じつつ、要望を取り入れ、充実した支援・サービスの提供に努められたい。

項目3 利用者の主な日中活動について
設問 外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について

(事業者回答)

外部の日中活動サービスの利用人数は16人です。

そのうち他事業所の生活介護を利用している方は3名で、同一敷地内に併設されている生活介護を利用している方は13名です。

(委員意見)

1. 昼夜のメリハリをつけ、生活リズムが整えられるよう外部サービスの通所を続けて欲しい。
2. 概ね適切と思われるが、更なる利用人数の拡充と内容に充実を努められたい。
3. ほとんどの利用者が外部日中活動を利用されている点は良いと思います。他の方も利用につながるような工夫があれば良いと思います。

(採点平均) 3.3点 (前回採点平均) 3.0点

(要望・助言・評価案)

総評：標準的な利用人数及び内容である。

1. 概ね適切だが、更なる利用人数の拡充と内容の充実に努められたい。

項目4 利用者に対する地域生活の支援状況について
設問 利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか

(事業者回答)

外出支援として、季節を感じていただけるよう、散歩やドライブを行っています。
余暇支援としては、ボール遊びなど軽度な運動や、室内創作活動で簡単な物を作ったりしています。

(委員意見)

1. 一週間ごとのサイクルでスケジュールを組み立てるとよいと思います。
2. 余暇活動の提供はご本人の意思も大切にしてください。
3. 近隣環境は散歩にとっても適していて楽しみにしている利用者は多いと思います。少しずつ行動範囲が広がるとなお良いと思います。
4. 概ね適切だが、より効果的な外出・余暇活動等の支援活動の提供に努められたい。散策場所も限定的にならぬよう、また、猛暑日に於いては、熱中症に十分留意されたい。
5. 土日の過ごし方も含めて、再度見直しをした方がよいと思われる。

(採点平均) 2. 8点 (前回採点平均) 2. 1点

(要望・助言・評価案)

総評：外出・余暇活動等の支援活動の内容に改善の余地がある。

1. 適正な外出回数を確保し、行動範囲を広げつつ、外出場所についても工夫をするよう、効果的な外出支援に努められたい。
2. 利用する方やその家族の要望を取り入れた余暇支援に努められたい。

項目4 利用者に対する地域生活の支援状況について
設問 体験的利用等のニーズに対応しているか

(事業者回答)

前年度来の体験利用者の人数は、3名です。

他のグループホームでのアンマッチング対応や、ご家族の負担軽減と社会的な生活体験に対応しています。

但し、現在は、職員の定着を図ることをベースにしているので利用を待っていただいております。

(委員意見)

1. 受入れが十分にできる様、職員配置等体制を整える様努力されたい。
2. 利用予定者にとって施設内外や周囲の環境、どのような職員が働いているのか等はとても気になる点だと思います。一方で受け入れる側はアセスメントの良い機会になりますので、限られた時間ですが丁寧な対応を期待します。
3. 体験利用をして本入居につながる事は大変喜ばしい。安心して暮らせる場所になることを望みます。
4. あまり無理して受け入れると職員が疲弊してしまいますので注意してください。

(採点平均) 2.9点 (前回採点平均) 2.8点

(要望・助言・評価案)

総評：体験的利用の人数または内容に改善の余地がある。

1. 早急に職員配置態勢を整え、体験利用の機会が再開出来るよう検討願いたい。

項目5 支援体制の確保について
設問 日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか

(事業者回答)

ユニットAに1名、ユニットBに1名、他1名の施設内に常時3名の配置をしております。
タイムスケジュールについては、会社で作っているものに加えて、四街道独自の、利用者さんの実際の支援をもとに、詳細を入れたものを作っている。

(委員意見)

1. 手厚く体制をととのえてください。その為に報酬単価が高くなっています。
2. 支援員を確保するのも難しいとお聞きするが、手厚い人員配置ができる様をお願いしたい。
3. 職員確保はとても大変だと思います。特に新人職員とはマメにコミュニケーションを取りながら職場定着とスキル向上に努めていただきたいと思います。
4. 十分な支援体制を整えるべく、様々な機会を得て努力されたい。
5. 重度の利用者が多い様ですが、まずは現行の職員で対応できる利用者の選定をしていくことも安全の為には必要かと思われます。
6. スタッフが足りない状況で頑張っているのは理解できますが、早急に人員の確保をしていただきたい。
7. 職員の配置が追い付いていないように見受けられた。

(採点平均) 2.7点 (前回採点平均) 2.3点

(要望・助言・評価案)

総評：支援体制の確保に改善の余地がある。

1. 職員の能力向上や適正な人員配置等を実施し、常時の支援体制の確保に努められたい。

項目6 地域に開かれた運営について
設問 家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。

(事業者回答)

利用者の方やそのご家族からの、外出、外泊のご意向を伺い、調整と準備をします。またその際に、普段のご様子をお伝えしております。

他に、ホーム周辺の散歩のときに、あいさつの励行をしております。

(委員意見)

1. 全く行っていないため、外部の施設やイベントを利用して交流を図ることが望ましい。積極的に働きかけが必要かと思われる。
2. 概ね適切だが、より積極的な交流の機会の確保に努められたい。
3. 地域からの理解はとても地道な活動の積み重ねだと思えます。小さな活動でも良いので回数を重ねて相互理解が深まることを期待しています。
4. 挨拶等、とても良いことです。これからも進んで行ってください。
5. ある程度、日課を決めて見通しを持てるようにするとよいと思えます。

(採点平均) 2.8点 (前回採点平均) 2.5点

(要望・助言・評価案)

総評：交流の機会の確保に改善の余地がある。

1. 周辺地域や外部施設のイベントについて、積極的に参加し、交流を深めるよう検討願いたい。
2. 近隣住民の理解を得るため、地元説明会を開催を検討願いたい。

項目6 地域に開かれた運営について
設問 実習生やボランティアを積極的に受け入れているか

(事業者回答)

今年度も、実習生・ボランティア共、受け入れは0人でした。今後、ボランティアを受け入れていきたい。

(委員意見)

1. 様々な関係機関に働きかけてください。
2. 必要であれば、積極的に受け入れが出来る態勢を作って頂きたい。育成になり、雇用に繋がることもあると思います。
3. 日頃の業務が大変な中で実習生やボランティアを受け入れることはとても大変だと思います。そのときだけでも本部から応援を仰ぐ等で受け入れが進むと良いと思います。
4. 日々の支援で職員も大変な上に、実習生やボランティアの受入れは、非常に負担が増すとは思いますが、目標を達成するために、努力されたい。四街道市社協のボランティアセンターや福祉の専門学校等に依頼してはいかがか。
5. 夏休み期間中の受け入れは学生の実習やボランティアなど希望がいなかったのか、お断りしてゼロなのか。
6. 先ずは職員が定着し、安定した支援が提供できるようになってから、受け入れられると良いと思います。
7. そこまで手が回らないのが現状と思いますが、まずは人員を確保することが優先ではないでしょうか。
8. 今後受け入れ態勢が整うことを希望します。

(採点平均) 1. 8点 (前回採点平均) 1. 7点

(要望・助言・評価案)

総評：実習生やボランティアの受け入れについて不足がある、または改善を要する。

1. 積極的に受け入れができる体制を整え、社会福祉協議会や看護学生、福祉系学校への働きかけに努められたい。

項目7 短期入所の併設について
設問 地域で生活する障害のある人を積極的に受け入れているか

(事業者回答)

新規に2名からお問い合わせいただきました。

(委員意見)

1. 落ち着いてから受け入れるとよいですよ。
2. ニーズはあると思いますので、積極的なPRで利用促進につながることを期待しています。
3. 在宅の人にとって緊急時対応が出来る所は必要な場所、さらに問い合わせに対応できる努力を望みます。
4. 今後も頑張って頂きたい。
5. 問い合わせに対し利用につながっているので良いと思う。
6. 更なる受け入れができる様、整備されたい。

(採点平均) 2.9点 (前回採点平均) 2.6点

(要望・助言・評価案)

総評：障害のある人の短期入所状況に改善の余地がある。

1. 職員の能力向上や人員配置等の受け入れ体制を整備し、地域のニーズに応えられるよう、より積極的な短期入所受け入れに努められたい。

項目7 短期入所の併設について
設問 緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか

(事業者回答)

お問合せ頂いた2名の方のご利用がありました。

(委員意見)

1. 更なる受け入れができる様、整備されたい。
2. 受け入れ等で柔軟に対応してください。
3. 特に緊急時の受け入れは利用予定者のことが良くわからないまま受け入れることになるかと思えます。いつ相談が入っても対応できるよう職員のスキル向上とメンタルヘルスを進めていただければと思えます。
4. 落ち着いてから受け入れるとよいですよ。

(採点平均) 3.0点 (前回採点平均) 2.5点

(要望・助言・評価案)

総評：標準的な緊急・一時的な支援等の受け入れがなされている。

1. 利用希望時にいつでも応じることが出来る様、職員の能力向上や人員配置などの受け入れ体制を整備し、積極的な受け入れに努められたい。

項目 8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について

(事業者回答)

定期的なモニタリングの他に、体調変化や通院時の状況報告。

また、支給サービスの変更が懸念される状況の相談や、事業所内での感染症に備える情報共有を行っています。

(委員意見)

1. 地域の関係機関は貴社との連携を望んでいますので、会議・研修に積極的に参加していただければと思います。
2. 生活介護とは密に連携が取れているように思う。
3. 概ね適切だが、より積極的な相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を図らきたい。

(採点平均) 3. 2点

(前回採点平均) 3. 1点

(要望・助言・評価案)

総評：相談支援事業者や他のサービス事業所との連携が標準的に図れている。

1. より積極的な相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を図らきたい。

項目9 利用者の権利擁護について

(事業者回答)

入職より6か月間、接遇、虐待防止、障害特性、危機管理等について、個々に研修を行っています。

また、事業所内虐待防止委員会の組織編制を行い、虐待防止、障害特性の理解、急変時の対処、事例の情報共有と検討等を行っています。

(委員意見)

1. 概ね適切だが、より充実した権利侵害の予防・対応に努められたい。
2. 接遇、虐待など職員のスキルが望まれるため、しっかりと取り組んでいただきたい。
3. 職員が精神的に安定できるように、職員のメンタルヘルスに留意してください。
4. 今後も引き続き継続して頂きたい。
5. しっかり取り組んでください。
6. 虐待はあってはならないことですが、対応が難しいことも現実としてあると思います。職員の身を守るためにも対応に困ったらすぐ周りに相談することやスキル向上に努めていただきたいと思います。
7. 職員のメンタルチェックを定期的に行うとよいですよ。

(採点平均) 個人情報保護 3.0点 権利擁護 3.0点

(前回採点平均) 個人情報保護 2.7点 権利擁護 2.7点

(要望・助言・評価案)

総評：(個人情報保護) 利用者の個人情報保護が標準的になされている。

(権利擁護) 標準的な権利侵害の予防・対応が出来ている。

1. 概ね適切だが、より充実した権利侵害の予防・対応に努められたい。
2. 虐待防止の観点から、職員のメンタルケアに十分配慮して、職員教育にしっかり努められたい。

項目10 その他

(事業者回答)

- ・朝夕のバイタルチェックを行っています。
- ・往診時、Drにお伝えする日々の変化のとりまとめをしています。(摂食状況、服薬状況、排泄状況、情緒面について)

(委員意見)

1. 異変に早く気付くためには日頃の様子観察が大切だと思います。他の業務をこなしながらの目配りは大変だと思いますが、大事に至る前に防止するような支援を期待しています。現場で働く職員の頑張りがあってこそ成り立つ仕事だと思います。その頑張りが違った方向に向かわないように、本部と密に連携しながらより良い職場環境が構築されることを期待しています。
2. 職員の育成・メンタルケアを望みます。
3. 利用者への健康管理等は今後も継続してほしい。今後は職員のメンタルヘルスについても目を向け取り組んでいてもらいたい。
4. 支援体制が整っていない中では現場の職員は疲弊する一方です。新規の受け入れを止めているとのことですが、たとえ人員配置が整ったとしてもしばらくは重度の方の受け入れは中止した方が良いでしょう。現場のスタッフが支援に慣れてから少しずつ重度の方を受け入れていくべきです。また、人が集まらないとのことですが、スタッフの配置が整うまでの間は本部からの応援を依頼しても良いのではないのでしょうか。それと何かあった時に頼れるスーパーバイザー的なスタッフの存在が職員の安心感につながると思います。
5. 概ね適切だが、より積極的な利用者の健康管理、医療との連携、職員の質の向上等に努められたい。
6. 困った時は医療機関に相談し、意見を聞くとよいですよ。

(採点平均) 3.0点

(前回採点平均) 2.3点

(要望・助言・評価案)

総評：利用者の健康管理、医療との連携、職員の質向上等が標準的になされている。

1. 利用者の日頃の様子を観察し、本部と密に連携を取りながら、より良い職場環境を構築する事に努められたい。
2. 医療機関と連携しながら、積極的な利用者の健康管理等にしっかり努められたい。
3. 職員の人員配置や支援能力のスキルアップを始めとした支援体制を整備し、且つ現場経験を多く積み、徐々に重度の方を受け入れ出来るよう努められたい。

(案)

障 第 ○ ○ ○ 号
令和 5 年 ○ 月 ○ 日

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長 様

四街道市福祉サービス部長

株式会社恵が運営する日中サービス支援型共同生活援助における
評価について

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、障害者総合支援法に伴う、「日中サービス支援型共同生活援助」の障害福祉サービスの質の確保を図る観点から、本市設置の自立支援協議会において、令和3年7月に開設された株式会社恵が運営する「ふわふわ四街道」に対し、要望や助言等を申し上げてきたところです。

しかしながら、今般、同社が利用者から食材費を過大に徴収した疑いがあるとの問題が新聞報道等により明らかになる等、同社に対する懸念事項が多々見受けられるため、本市協議会としては、今後、本市協議会の評価結果が施設運営に反映されるよう、該当サービス事業所に対し、積極的な働きかけをお願いいたします。

四街道市地域生活支援拠点等事業におけるスケジュール（案）

○令和5年11月

- ・「四街道市地域生活支援拠点等事業実施要綱」の制定
- ・「四街道市地域生活支援拠点等運営ガイドライン」の策定
 - ※市長決裁を経て、事業の施行を開始。
- ・市内障害福祉サービス事業所への周知
 - ※「要綱」及び「ガイドライン」を電子メールにより送付。
 - ※事業所からの登録申請を随時に受け付ける。
毎月末に締め切り、翌月1日付で拠点事業所として登録し、千葉県への加算登録に間に合わせるよう、随時登録通知を郵送。
(なお、初回は11月末で締め、翌12月1日付で拠点事業所として登録し、通知を事業所あてに発送。事業所は12月15日までに千葉県に加算登録の届出を行なえば、令和6年1月分から加算を算定可能となる見込み)
- ・市ホームページへの掲載
 - ※緊急時に対応が必要な世帯の登録説明
登録申請書については市ホームページよりダウンロード可能
 - ※地域生活支援拠点等事業所の登録説明
要綱及びガイドラインは市ホームページよりダウンロード可能

○令和6年4月以降

- ・市政だよりへの掲載
掲載時期は未定。
(参考) 成田市 要綱に基づいて拠点事業を開始…令和3年4月
市政だより掲載…令和5年4月
- ・市内障害福祉サービス等事業所向けの説明会を開催
拠点事業所の登録状況を考慮しながら、開催の是非を検討。

第7期四街道市障がい福祉計画
第3期四街道市障がい児福祉計画
(案)

四街道市

令和6年3月

はじめに

国は「障

年4月に
を

調整中となります。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 四街道市の障がいのある人を取りまく現状	4
1 統計データなどからみる現状	4
(1) 身体障がいのある人の状況.....	4
(2) 知的障がいのある人の状況.....	5
(3) 精神障がいのある人の状況.....	5
(4) 児童の状況	6
①乳幼児期から育ちの支援を必要とする児童の状況	6
②市内小・中学校の特別支援学級の状況.....	7
③市内小・中学校の継続的に学校に通学できない児童（不登校児童・生徒）の状況..	7
参考 難病療養者の状況（印旛健康福祉センター）	8
参考 障がいのある人の雇用状況（千葉県）	8
第3章 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標	9
1 第7期障がい福祉計画の成果目標.....	9
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	9
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	9
(3) 地域生活支援拠点等の整備と充実	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	10
(5) 相談支援体制の充実・強化等	12
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組.....	13
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標.....	14
(1) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	14
(2) 医療的ニーズへの対応.....	15

第4章 障がい福祉サービスの必要量の見込み	16
1 訪問系サービス	16
2 日中活動系サービス	18
3 居住系サービス	23
4 相談支援	25
5 その他	26
第5章 障がい児福祉サービス必要量の見込み	27
第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み	29
1 相談支援事業	29
2 成年後見制度利用支援事業	30
3 意思疎通支援事業	30
4 日常生活用具給付等事業	31
5 移動支援事業	32
6 地域活動支援センター	33
7 その他の地域生活支援事業	34
第7章 サービス見込み量確保のための方策	36
1 訪問系サービス	36
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	36
4 障がい児支援	37
5 地域生活支援事業	37
第8章 計画の推進	38
1 進捗状況の管理と評価	38
2 関係機関との連携	38
3 県および障がい保健福祉圏域との調整・協力	38
資料1 計画策定体制と経過	39
資料2 用語の解説	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成28年3月に「第4次四街道市障害者基本計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として暮らせる社会を目指し、「障がいのある人も、ない人も、ともに自分らしく輝いて生きることが出来るまち四街道」を基本理念として定め、これを実現するための各施策に取り組んでいます。

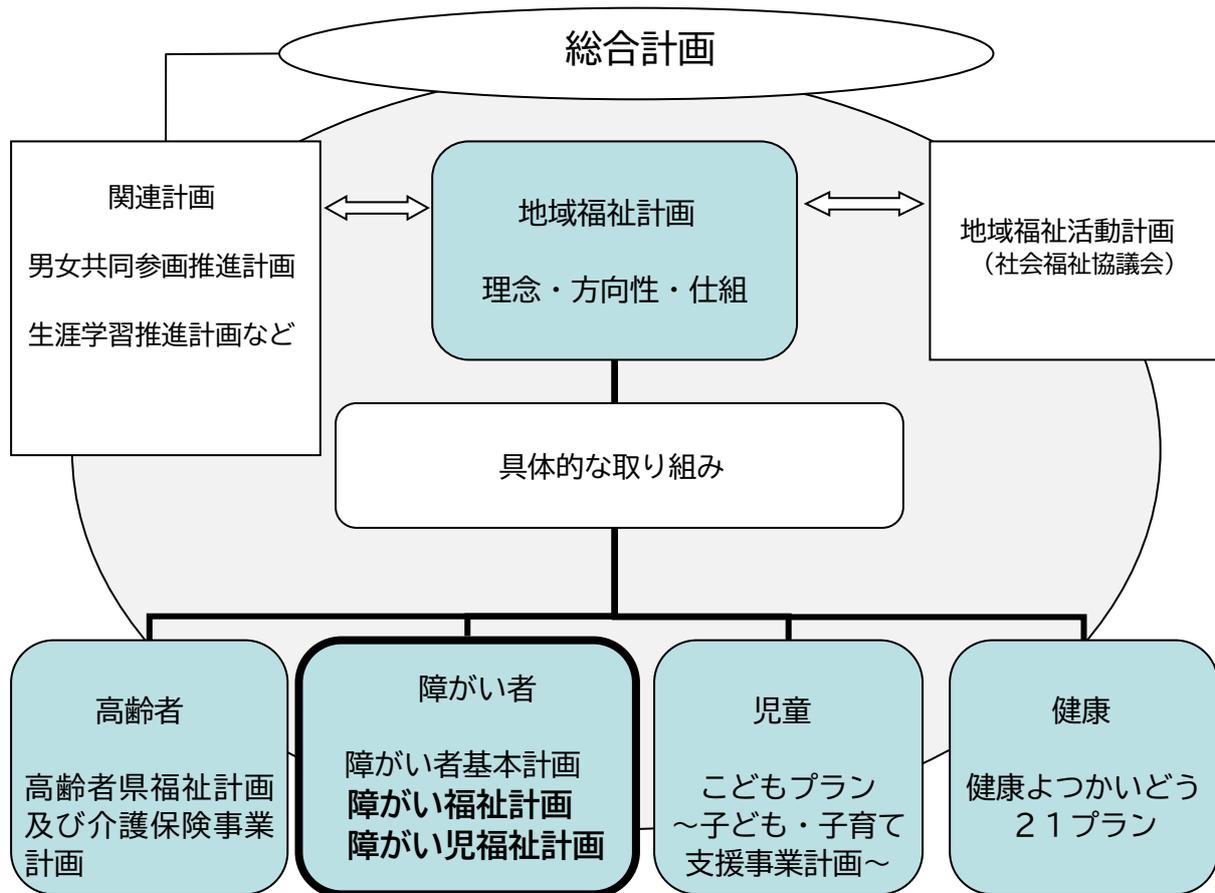
一方、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障がい児・者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めた「第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画」を令和2年3月に策定しました。この計画期間が令和5年度で終了することから、この度、国の基本指針に基づいて「第7期四街道市障がい福祉計画・第3期四街道市障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

現在の施策の課題や障がい福祉サービス等の需要を総合的に検討し、サービス等の提供が総体的かつ計画的に実施されることを目指します。

2 計画の位置づけ

- ・第7期障がい福祉計画
障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられます。
- ・第3期障がい児福祉計画
児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられます。

両計画の策定にあたっては、国の基本的な考え方を示す「基本的な指針」や、国、県の計画・関連計画に沿って検討を進めました。



- ・「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条の3に基づき、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。
- ・「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。
- ・「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和 6 年度から令和 11 年度の 6 か年とします。

なお、国の指針の改定等によりサービスの成果目標及び活動目標との乖離が生じた場合は、中間見直しを行うなど、その変化に柔軟に対応していきます。

	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
障がい者基本計画	第 4 次 (平成 28 年度～令和 7 年度)		第 5 次 (令和 8 年度～17 年度)			
障がい福祉計画	第 7 期 (令和 6 年度～11 年度)					
障がい児福祉計画	第 3 期 (令和 6 年度～11 年度)					
健康よつかいどう 21 プラン	第 2 次 (平成 30 年度～令和 9 年度)					
こどもプラン (子ども・子育て支援事業計画)	第 2 期 (令和 2 年度～6 年度)			第 3 期 (令和 7 年度～11 年度)		
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第 9 期 (令和 6 年度～8 年度)					
地域福祉計画	第 3 次 (令和 3 年度～7 年度)					
総合計画	基本構想 (令和 6 年度～25 年度)					
	基本計画 (第 1 期 令和 6 年度～10 年度)					

第2章 四街道市の障がいのある人を取り巻く現状

1 統計データなどからみる現状

四街道市の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計、重複含む）は、4,503人、人口に対する障がいのある人の割合は4.69%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。人口に対する障がいのある人の割合は、増加傾向にあり、特に精神障がい者の割合は、高い伸び率を示しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、946人であり、平成26年度の555人（第4次障害者基本計画より）から令和4年度までの9年間で、約1.7倍となっています。

身体障害児・者手帳所持者数は、2,760人で、18歳以下が85人に対して、60歳代以上は2,097人となっており、60歳代以上の割合が76%と高い割合となっています。

（令和5年3月31日現在）

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度2,760人で平成26年度から0.94倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数	2,910	2,949	2,964	2,750	2,758	2,760
■等級別						
1級	965	1,018	1,012	938	919	918
2級	443	448	444	417	412	409
3級	447	472	440	420	444	447
4級	721	715	724	658	668	669
5級	153	160	160	144	140	139
6級	181	189	190	173	175	178
■年齢別						
18歳未満	64	72	76	77	78	83
18歳以上	2,846	2,877	2,888	2,673	2,680	2,677
■障がい別						
視覚障害	217	230	228	219	232	228
聴覚・平衡機能障害	232	220	219	202	217	218
音声・言語・そしゃく機能障害	30	38	37	35	43	41
肢体不自由	1,567	1,509	1,496	1,358	1,356	1,347
内部障害	864	952	984	936	910	926

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度は797人で平成26年度から約1.51倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数	527	675	696	727	742	797
■等級別						
①						
Aの1	221	256	270	278	286	303
Aの2						
Bの1	100	149	151	156	456	494
Bの2	206	270	275	293	-	-
■年齢別						
18歳未満	146	209	214	224	215	247
18歳以上	381	466	482	503	527	550

※等級別について、令和3年度よりBの1、Bの2は合算

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害福祉手帳所持者数は、令和4年度は946人で平成26年度から約1.7倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数	555	740	790	816	870	946
■等級別						
1級	92	108	115	120	120	127
2級	313	420	447	464	493	559
3級	150	212	228	232	257	301

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和4年度は1,601人で平成26年度から約1.54倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数	1,038	1,264	1,321	1,528	1,508	1,601

参考

○精神障がい診断別状況

精神疾患の治療のために外来通院者が利用する、医療費の自己負担を軽減する自立支援医療（精神通院）制度の受給者証所持者数は、平成26年度から令和4年度まで増加傾向にあります。

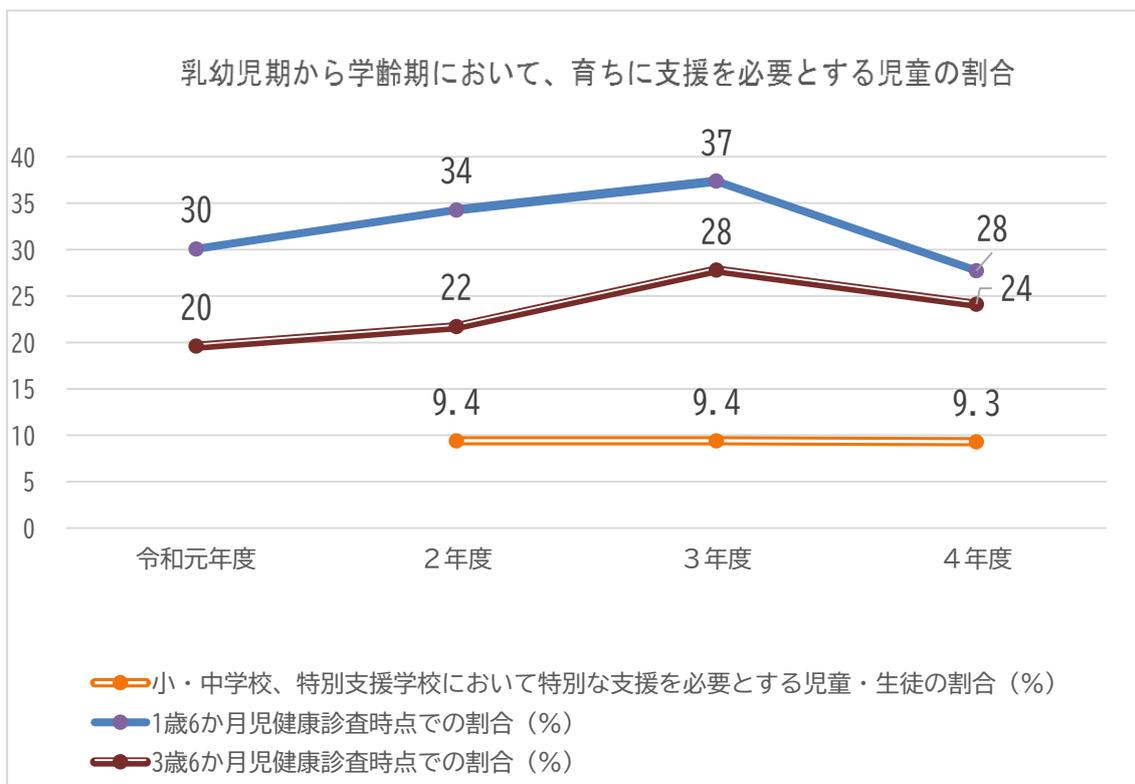
令和4年度の診断名別における割合で見ると、「気分（感情）障害」が1,116人と全体の74.2%を占めて最も多く、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が374人（24.8%）、次いで「挿間性及び発作性障害」が119人（7.9%）、「神経定性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が85人（5.65%）、「心理的発達の障害」が77人（5.12%）と続いています。

(4) 児童の状況

①乳幼児期から育ちに支援を必要とする児童の状況

発達障がいについては、正確な人数は把握できない状況ですが、四街道市において実施する1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査（法定健康診査）において、令和元年度から4年度に受診した児童のうち、発達障がいの診断及び発達に支援を必要とする可能性のある児童に多く認められる「言語発達の遅れ」「こだわりが強い」「エネルギーが高い、多動傾向である」「アイコンタクトが取りにくい」等対人関係の構築の困難さがある項目に該当する児童の割合は、1歳6か月児健康診査で約32%、3歳6か月児健康診査で約23%（年度）でした。また、小・中学校、特別支援学校において特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は約9%（年度）でした。

該当する全ての児童が福祉サービスを必要とするものではありませんが、子育て世帯においては、同時に「子育ての不安感」「子育てのしづらさ」「子育ての負担感」を抱えていることも多く、継続的な子育て支援を必要とする状況にあります。



②市内小・中学校の特別支援学級の状況

四街道市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、令和5年5月1日現在で、小学校が217人（男子158人、女子59人）、中学校が109人（男子76人、女子33人）となっています。

また、すべての小・中学校に特別支援学級が設置されており、各学校の設置状況は以下のとおりです。

	学 校 名	障 害 種 別	
		知	自 情
小 学 校	四 街 道 小 学 校	3	2
	旭 小 学 校	2	1
	南 小 学 校	2	1
	中 央 小 学 校	3	3
	大 日 小 学 校	2	2
	八 木 原 小 学 校	1	2
	四 和 小 学 校	1	1
	山 梨 小 学 校	1	1
	み ぞ ら 小 学 校	1	1
	栗 山 小 学 校	1	1
	和 良 比 小 学 校	2	2
	吉 岡 小 学 校	1	1

※令和5年5月1日現在

	学 校 名	障 害 種 別	
		知	自 情
中 学 校	四 街 道 中 学 校	2	2
	千 代 田 中 学 校	1	3
	旭 中 学 校	1	2
	四 街 道 西 中 学 校	1	2
	四 街 道 北 中 学 校	2	2

知：知的障害特別支援学級
 自情：自閉症・情緒障害特別支援学級
 四街道小学校、中央小学校：言語障害通級指導教室
 ※数字は、各学級数を記載している。

③継続的に学校に通学できない児童（不登校児童・生徒）数の状況

四街道市の不登校児童・生徒数は、令和元年度末で、小学校50人、中学校が81人でした。令和4年度末現在では、小学校87人、中学校137人となり増加傾向がみられています。

参考

○難病療養者の状況

印旛健康福祉センターにおける、本市の指定難病の医療費助成及び小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者数は、以下のとおりです。

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
指定難病の医療費助成受給者数(人)	654	716	696	710
小児慢性特定疾病の医療費助成受給者数(人)	77	89	79	72

参考

○障害のある人の雇用状況(千葉県)

出典：千葉労働局発表資料

厚生労働省千葉労働局の発表によれば、令和5年3月31日現在における、障害のある人の職業紹介状況について、新規の求職申込件数は9,502件で対前年度比7.6%の増となり、コロナ禍以前の水準を上回って、過去最高となりました。また、就職件数は3,668件で、対前年度比8.4%の増となり、コロナ禍以前の令和元年度(3,972件)に次ぐ過去二番目の水準となりました。

このうち、精神障害者の新規求職申込件数は5,228件で、対前年度比20.0%の増となり、また、就職件数は2,060件で、対前年度比27.6%の増となりました。

○就職率(就職件数/新規求職件数)は38.6%で、対前年度差0.3ポイントの増となりました。

	就職件数(件)	対前年度差(比)	就職率(%) (対前年度差)
身体障害者	679	38件(5.9%増)	31.7(0.7ポイント)増
知的障害者	729	7件(1.0%増)	49.4(2.7ポイント)増
精神障害者	2,060	445件(27.6%増)	39.4(2.3ポイント)増
その他の障害者(※)	200	207件(50.9%増)	30.6(9.0ポイント)減
合計	3,668	283件(8.4%増)	38.6(0.3ポイント)増

※「その他の障害者」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。対前年差(比)減となったのは、ハローワークシステム刷新の影響により、令和3年度において障害者障害者手帳所持者が一部計上されていた影響が大きいことによります。

○産業別の就職件数は、「医療、福祉」が1,603件(構成比43.7%)、「卸売・小売業」が451件(同12.3%)、「サービス業」が420件(同11.5%)、「製造業」が239件(同6.5%)でした。

○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第81条第1項及び第2項の規定により、ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は、12人でした。(令和3年度は30人)。

第3章 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標

国が令和5年5月に示した、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように定めます。目標年度については、国の考え方は令和8年度までの3年を基本に記載しておりますが、市は計画期間を6年とすることから、目標年度を令和11年度とし記載しています。

1 第7期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の考え方】

- ・令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・令和8年度末における施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	77人	
【目標値】 地域生活移行者数 (A-3%)	4人	施設入所からグループホームなどへ移行する者の数
施設入所者数	73人	地域生活への移行を基本としつつも、家庭の状況や障がいの程度などにより、入所に対するニーズが依然高い状況にあることを踏まえ、4名の減少を目標とする

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の考え方】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を設置し、それに関する見込みを設定する。

	目標	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	実施済(令和5年度末2回実施) 国の考え方を踏まえ、引き続き継続して取り組む

(3) 地域生活支援拠点等の整備と充実

【国の考え方】

- ・令和8年度末までの間に、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・令和8年度末までの間に、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

	目標	考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の整備と充実	1回以上	実施済（令和5年度1回実施） ・基幹相談支援センターを中心に面的整備に取り組む ・地域生活支援拠点等の整備と機能の充実のため、検証及び検討する会議の開催回数として設定する
地域生活支援拠点等を実施する事業所数	8か所	新規に8か所の事業所において実施することを目標とする
強度行動障がい有する者への支援体制の整備	整備	自立支援協議会専門部会を中心に、関係者で構成する協議の場を設定し、幼児期から連続帯で取り組む支援体制の整備を構築する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の考え方】

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
- ・目標の設定にあたっては、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・就労移行支援事業、就労継続支援事業A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業を通じて、一般就労する者の目標値を設定する。目標の設定にあたっては、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上、1.41倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とする。

	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	3人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	6人 1.29倍	令和8年度において目標とする人数は1.28倍の4人とし、令和11年度までにはその1.29倍の6人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労移行支援事業を通じて一般就労移行した者の数	0人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3人 1.32倍	令和8年度において目標とする人数は1.31倍の2人とし、令和11年度までにはその1.32倍の3人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労移行した者の数	3人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	6人 1.30倍	令和8年度において目標とする人数は1.29倍の4人とし、令和11年度までにはその1.30倍の6人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労移行した者の数	0人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3人 1.29倍	令和8年度において目標とする人数は1.28倍の2人とし、令和11年度までにはその1.29倍の3人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労定着支援を利用した者の数	3人	
【目標値】 目標年度の利用者数	8人 1.42倍	令和8年度において目標とする人数は1.41倍の5人とし、令和11年度までにはその1.42倍の8人を目標とする

	数値	考え方
【目標値】 目標年度に一般就労へ移行した割合が5割以上の事業所数	1か所	就労移行支援事業所を通じて一般就労した者の割合が5割以上の事業所の数

	数値	考え方
【目標値】 目標年度の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	※令和5年10月時点で、市内事業者がないため設定は困難であるが、開設された場合は、目標値を目指す

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の考え方】

- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

	目標	考え方
総合的・専門的な相談支援	実施（継続）	実施済（令和4年度実績225件） 国の考え方を踏まえ、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続して実施する
地域の相談支援体制の強化	2件	実施済（令和4年度実績0件） 国の考え方を踏まえ、引き続き、相談支援事業所に対し訪問等による専門的な指導・助言に取り組む件数を目標とする
	1件	実施済（令和4年度実績0件） 国の考え方を踏まえ、引き続き、相談支援事業所の人材育成の支援件数を目標とする
	12件	実施済（令和4年度実績12回） 国の考え方を踏まえ、引き続き相談機関との連携強化に対する取組の実施回数を目標とする

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

【国の考え方】

- ・令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

	目標	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	実施済（令和4年度実績2人） 引き続き県が実施する障がい福祉サービスに係る研修やその他の研修への市職員の参加人数の見込みを目標とし体制を構築する

2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

【国の考え方】

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。
※地域の実情により児童発達センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となつて、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。(社会保障審議会)
- ・令和8年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

	目標	考え方
中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備	整備	児童デイサービスセンターくれよんを中心に、中核的な支援機能と同等の機能を有する身近な地域支援体制を整備する
にじいろサポートファイルの活用	障がい児支援全事業所	にじいろサポートファイルを活用し、家庭や地域等との連携に取り組む事業所の数
保育所等訪問支援事業の実施	実施(継続)	実施済(令和5年10月時点4か所) 国の方針を踏まえ、引き続き継続して取り組む
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する	構築	自立支援協議会専門部会(療育・教育部会)を中心に、幼児期からの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する

(2) 医療的ニーズへの対応

【国の考え方】

- ・令和 8 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
- ・令和 8 年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

	目標	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	各 1 か所	確保済（令和 4 年度実績各 1 か所） 国の方針を踏まえ、引き続き継続して取り組む
関係機関による連携、協議の場の設置	年 2 回	設置済（令和 5 年度実績年 2 回） 国の方針を踏まえ、引き続き継続して取り組む
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7 人	配置済（令和 5 年 10 月時点 5 人） 国の方針を踏まえ、2 名の増加を目標とする

第4章 障がい福祉サービスの必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人などに対し、外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（重度の知的障がいのある人・子どもまたは重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■サービス実績

（令和5年度は見込み）※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用実人数/月	93	100	107
	時間/月	2,089	2,160	2,300
重度訪問介護	利用実人数/月	6	8	10
	時間/月	2,326	2,373	2,420
同行援護	利用実人数/月	26	22	24
	時間/月	326	412	368
行動援護	利用実人数/月	14	16	18
	時間/月	296	307	316
重度障害者等包括支援	利用実人数/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	利用実人数/月	139	146	159
	時間/月	5,037	5,252	5,404

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
居宅介護	利用実人数/月	100	103	106	109	113	116
	時間/月	2,183	2,293	2,407	2,528	2,655	2,788
重度訪問介護	利用実人数/月	8	8	8	8	8	8
	時間/月	2,373	2,611	2,873	3,161	3,478	3,826
同行援護	利用実人数/月	24	24	24	24	24	24
	時間/月	369	369	369	369	369	369
行動援護	利用実人数/月	16	16	16	16	16	16
	時間/月	307	307	307	307	307	307
重度障害者等包括支援	利用実人数/月	0	0	1	0	0	2
	時間/月	0	0	1	0	0	2
合 計	利用実人数/月	148	151	155	157	161	166
	時間/月	5,232	5,580	5,957	6,365	6,809	7,292

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

単位		令和3年度	4年度	5年度
生活介護	利用実人数/月	197	198	199
	内、重度障がい者			112
	利用延人日/月	4,054	4,167	4,280
	内、重度障がい者			2,240

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

単位		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
生活介護	利用実人数/月	198	201	204	207	210	213
	内、重度障がい者	115	118	121	124	127	130
	利用延人日/月	4,167	4,170	4,173	4,176	4,009	4,012
	内、重度障がい者	2,300	2,360	2,420	2,480	2,540	2,600

(2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がいのある人を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

単位		令和3年度	4年度	5年度
機能訓練	利用実人数/月	0	0	0
	利用延人日/月	0	0	0
生活訓練	利用実人数/月	2	3	4
	利用延人日/月	34	42	51

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり ※生活訓練のみ、精神障がい者数内数

単位		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
機能訓練	利用実人数/月	2	2	2	2	2	2
	利用延人日/月	25	25	25	25	25	25
生活訓練	利用実人数/月	3	3	3	3	3	3
	内、精神障がい者	1	1	1	1	1	1
	利用延人日/月	40	40	40	40	40	40
	内、精神障がい者	14	14	14	14	14	14

(3) 就労選択支援

就労選択支援サービス提供者が、就労を希望する障がいのある人と共同し、希望する職種、希望する労働条件、障がいのある本人の能力や適性、就労後に必要な合理的配慮などを客観的に評価・整理する就労アセスメントを行います。

就労アセスメント結果をもと適切な一般就労や就労系福祉サービスに繋がります。

■サービス実績

単位		令和3年度	4年度	5年度
就労選択支援	利用実人数/月			
	利用延人日/月			

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

単位		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労選択支援	利用実人数/月	1	1	1	2	2	2
	利用延人日/月	2	2	2	4	4	4

(4) 就労移行支援

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習などを実施します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

単位		令和3年度	4年度	5年度
就労移行支援	利用実人数/月	18	29	40
	利用延人日/月	350	558	766

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労移行支援	利用実人数/月	29	30	33	34	36	38
	利用延人日/月	558	575	593	611	630	649

(5) 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）があります。

A型（雇成型）は、特別支援学校卒業等で企業等の雇用に結びつかなかった人や離職した人などを対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。

B型（非雇成型）は、年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。なお、県が工賃の目標額を定め、その引き上げを図ることとしています。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
A型（雇成型）	利用実人数/月	59	51	55
	利用延人日/月	1,165	1,066	1,115
B型（非雇成型）	利用実人数/月	74	96	118
	利用延人日/月	1,374	1,668	1,962

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A型（雇成型）	利用実人数/月	55	61	68	75	83	92
	利用延人日/月	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
B型（非雇成型）	利用実人数/月	96	96	96	96	96	96
	利用延人日/月	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
就労定着支援	利用実人数/月	19	14	16

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労定着支援	利用実人数/月	17	17	17	17	17	17

(7) 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
療養介護	利用実人数/月	12	12	14
	利用延人日/月	372	372	434

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
療養介護	利用実人数/月	14	14	14	14	14	14
	利用延人日/月	434	434	434	434	434	434

(8) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
短期入所 (福祉型)	利用実人数/月	20	23	26
	利用延人日/月	341	350	359
短期入所 (医療型)	利用実人数/月	3	3	3
	利用延人日/月	22	12	7
合計	利用実人数/月	23	26	29
	利用延人日/月	363	362	366

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
短期入所 (福祉型)	利用実人数/月	23	23	23	23	23	23
	内、重度障がい者	11	11	11	11	11	11
	利用延人日/月	350	350	350	350	350	350
	内、重度障がい者	176	176	176	176	176	176
短期入所 (医療型)	利用実人数/月	3	3	3	3	3	3
	内、重度障がい者	1	1	1	1	1	1
	利用延人日/月	14	14	14	14	14	14
	内、重度障がい者	7	7	7	7	7	7
合計	利用実人数/月	26	26	26	26	26	26
	内、重度障がい者	12	12	12	12	12	12
	利用延人日/月	364	364	364	364	364	364
	内、重度障がい者	183	183	183	183	183	183

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■サービス実績

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
共同生活援助	利用実人数/月	100	117	137
	内、精神障がい者	37	49	61
	内、重度障がい者			16

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
共同生活援助	利用実人数/月	118	124	131	138	145	153
	内、精神障がい者	54	56	59	63	66	69
	内、重度障がい者	12	14	15	16	16	17

(2) 施設入所支援

施設入所支援は従前の入所施設を、日中活動部分と施設入所支援に分けたもので、夜間に入所する障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事の世話などを行います。

■サービス実績

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
施設入所支援	利用実人数/月	76	76	76

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施設入所支援	利用実人数/月	76	76	76	76	76	76

(3) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	令和3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
自立生活援助	利用実人数/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

(4) 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み)

	単位	令和3年度	4年度	5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置箇所数			

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置箇所数	-	-	5	-	-	8
	機能充実に向けた検証及び検討回数	-	-	1	-	-	1

4 相談支援

障がい福祉サービスを利用する人、障がい福祉サービスを利用する子どもは支給決定前に指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することになります。また、市はこれを勘案して支給決定を行います。

また、障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院している障がいのある人が地域で生活するための支援をします（指定地域相談支援）。

■サービス実績（計画相談支援）

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり

	単位	3年度	4年度	5年度
障害福祉サービス	利用実人数/月	88	104	120

■サービス見込み量（計画相談支援）

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障害福祉サービス	利用実人数/月	115	127	140	154	169	186

■サービス実績（地域移行支援）

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	3年度	4年度	5年度
相談支援	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■サービス見込み量（地域移行支援）

※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談支援	利用実人数/月	-	-	2 (1)	-	-	2 (1)

■サービス実績（地域定着支援）

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	3年度	4年度	5年度
相談支援	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■サービス見込み量（地域定着支援）

※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談支援	利用実人数/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

5 その他

(1) 補装具の支給

身体に障がいのある人が、日常生活を送る上で必要な補装具（義肢、装具、車いすなど）を支給します。基本は1割負担ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

(2) 自立支援医療

自立支援医療は、障がいのある人が心身の障がいの状態からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

第5章 障がい児福祉サービスの必要量の見込み

障がいのある子どもが、障害児通所支援を利用する場合、障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成します。

障害児通所支援は、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する児童発達支援事業や、授業終了後又は学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービス、障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所スタッフに専門的な支援を行う保育所等訪問支援サービスなどを提供します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	利用実人数/月	76	73	75
児童発達支援	利用実人数/月	172	189	206
	延入日/月	1,350	1,397	1,444
医療型児童発達支援	利用実人数/月	2	2	2
	延入日/月	7	10	14
放課後等デイサービス	利用実人数/月	206	235	264
	延入日/月	2,658	3,095	3,532
保育所等訪問支援サービス	利用実人数/月	5	8	11
	延入日/月	9	18	27
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数/月	0	1	1
	延入日/月	0	3	3
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数/月			5

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障害児相談支援	利用実人数/月	80	88	97	107	118	130
児童発達支援	利用実人数/月	208	229	252	278	306	337
	延人日/月	1,537	1,691	1,860	2,046	2,251	2,477
医療型児童発達支援	利用実人数/月	2	2	2	2	2	2
	延人日/月	10	10	10	10	10	10
放課後等デイサービス	利用実人数/月	235	259	285	314	346	381
	延人日/月	3,095	3,405	3,746	4,121	4,534	4,988
保育所等訪問支援サービス	利用実人数/月	8	8	8	10	10	10
	延人日/月	18	18	18	18	18	18
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数/月	1	1	2	2	2	3
	延人日/月	6	6	12	12	12	18
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数/月	-	-	5	-	-	7

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

1 相談支援事業所

(1) 相談支援事業

障がいのある人などの福祉に関する相談、必要な情報提供・助言のほか、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障がい者自立支援協議会の運営を行い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

令和4年度から、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。

① 障害者相談支援事業所

障がいのある人や家族などからの相談に、常勤の相談支援専門員がそれぞれ個別に対応し、必要な情報の提供や助言を行う基本相談支援や、サービス利用支援を行う指定特定相談支援事業所は、市内に6か所あります。市では、その内2か所に一般的な相談支援を委託し、市内を南北に分けた日常生活圏域に1か所ずつ設置しています。

■ サービス実績

	単位	令和3年度	4年度	5年度
指定特定障害者相談支援事業所	箇所数	6	6	6

■ サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
指定特定障害者相談支援事業所	箇所数	-	-	6	-	-	6

② 障がい者自立支援協議会の運営

中立・公正な立場で障害者相談支援事業所の評価ができる体制として、平成19年度に障がい者自立支援協議会を設立し、平成21年度からは専門部会を設置しました。

障害者相談支援事業所とともに地域の関係機関などによる相談支援ネットワークとして地域での重層的な支え合いを目指します。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置しています。

2 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障がいのある人または精神障がいのある人が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

■サービス実績

（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数	2	2	2

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数	2	2	2	2	2	2

3 意思疎通支援事業

手話通訳者の設置や派遣など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などその他の者の意思疎通を仲介します。また、地域で活動する手話奉仕員の養成のため、養成研修を実施し、一人でも多くの手話奉仕員の育成を図ります。

■サービス実績

（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	27	28	28
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数	0	16	10

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	28	28	28	28	28	28
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数	16	10	16	10	16	10

※手話奉仕員養成研修事業は、年度毎に前期・後期の開催となる。

4 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付又は貸与します。

■サービス実績（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	利用件数	2	5	7
自立生活支援用具	利用件数	11	16	19
在宅療養等支援用具	利用件数	11	8	13
情報・意思疎通支援用具	利用件数	65	41	50
排泄管理支援用具	利用件数	2,019	2,116	2,213
居住生活動作補助用具	利用件数	2	1	2

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
介護・訓練支援用具	利用件数	7	7	7	9	9	9
自立生活支援用具	利用件数	19	19	19	21	21	21
在宅療養等支援用具	利用件数	13	13	13	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	利用件数	52	52	52	52	52	52
排泄管理支援用具	利用件数	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116
居住生活動作補助用具	利用件数	2	2	2	2	2	2

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。個別支援型とグループ支援型があります。

■サービス実績（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用実人数	59	74	76
	利用延時間数	5,120	4,834	5,780

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
移動支援事業	利用実人数	74	74	74	74	74	74
	利用延時間数	4,834	4,834	4,834	4,834	4,834	4,834

6 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

地域活動支援センターは職員配置、事業内容、利用者数などによって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

四街道市福祉作業所は、平成 24 年 3 月から地域活動支援センターⅢ型の事業を行う施設として、主に知的障がいのある人の創作活動、生産活動などを行っています。

■サービス実績（令和 5 年度は見込み）

	単位	令和 3 年度	4 年度	5 年度
地域活動支援センターⅢ型 (本市)	箇所数	2	2	2
	利用実人数	40	41	46
地域活動支援センターⅢ型 (他市)	箇所数	2	2	1
	利用実人数	5	4	4
地域活動支援センターⅠ型 (他市)	箇所数	1	1	1
	プログラム参加人数	2	3	4
	相談業務人数	22	39	39

■サービス見込み量

	単位	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
地域活動支援センターⅢ型 (本市)	箇所数	-	-	2	-	-	2
	利用実人数	-	-	43	-	-	43
地域活動支援センターⅢ型 (他市)	箇所数	-	-	2	-	-	2
	利用実人数	-	-	4	-	-	4
地域活動支援センターⅠ型 (他市)	箇所数	-	-	1	-	-	1
	プログラム参加人数	-	-	4	-	-	4
	相談業務人数	-	-	43	-	-	43

7 その他の地域生活支援事業

(1) 日中一時支援事業

日中、一時的に介護者が介護にあたれない場合などに、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設などにおいて、活動の場や見守り、介護などを提供します。

(2) 知的障害者職親委託制度

知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者などに預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

(3) 訪問入浴サービス事業

寝たきりの身体障がいのある人に、訪問により、特別浴槽を利用した安全かつ快適な入浴サービスを提供します。

(4) 自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる身体障がいのある人を対象に、免許の取得に要する費用の一部を助成します。

(5) 自動車改造助成事業

重度の身体障がいのある人が自ら運転するために自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。

(6) 障がい福祉啓発事業

障がいのある人等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(参考) 市独自で行っている障がい福祉サービス

(1) 障害者通所施設交通費助成

障害者通所施設に通う障がいのある人（子ども）及び単独での通所が困難な人に付き添って通所する介護者等に対し、一定の要件を満たした場合、その交通費の一部を助成します。

(2) 精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、自立支援医療（精神通院医療）における自己負担分の2分の1を助成します。

(3) 重度身体障害者住宅改善費助成

重度の身体障害のある人が住宅を利用しやすいように改善する場合、市から助成金が受けられます。

(4) 緊急通報装置

一人暮らしの重度の身体障がいのある人に、自宅での緊急時の病気、災害等に迅速かつ適正に対応するために、緊急通報装置を設置します。

(5) 福祉タクシー

重度の心身障がいのある人が市と協定を締結したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成します。

(6) 介護用品の給付

身体障害者手帳 1・2 級の人で介護用品を利用している在宅の人に介護用品引換券をお渡ししています。

(7) 地域活動支援センター家賃補助金

市内の地域活動支援センターを運営する事業者に、その設置のための家屋の借上げに要する費用の一部を補助します。

第7章 サービス見込量確保のための方策

本市においては、地域活動支援センターⅢ型事業を行っている事業所は2か所あり、そのうち、直営の事業所として四街道市福祉作業所が1か所あります。そのほか、直営で児童発達支援事業を行っている児童デイサービスセンターくれよんがあります。

障がい者自立支援協議会においては、専門部会を設置し、生活、就労、療育・教育に関する様々な課題について話し合いを進めており、各部会において、個別事例の検討をとおし利用者が、地域で安心して暮らしていくための地域課題の解決に向けた検討や支援体制の構築に引き続き取り組みます。

1 訪問系サービス

- 市内には、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は13か所、行動援護の指定を受けた事業所は1か所、同行援護の指定を受けた事業所は6か所あります。市外の事業所や介護保険事業所と共通した社会資源の活用が可能ではありますが、全国的に従事する介護職が量的に不足していることが指摘されています。利用の拡大が続くことが想定されることから、事業者の状況把握に努め、介護保険事業者などに対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めます。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、必要により、人材育成のための支援を行います。

2 日中活動系サービス

- 市内には、生活介護で指定を受けた事業所が6か所、就労継続支援A型で指定を受けている事業所が2か所、就労継続支援B型で指定を受けている事業所が5か所、短期入所で指定を受けた事業所が4か所、療養介護で指定を受けた事業所が1か所あります。
今後はさらに利用が拡大することが想定されるため、事業者の状況把握に努め、見込量の確保に努めます。
- 就労系事業所においては、安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成二十四年法律第五十号）に基づいて、官公需の情報提供や調整を行い、活発化することにより、利用者の就労促進に努めます。また、市役所の庁舎内においては、障がいのある人の就労支援の一環として、庁舎内販売として広く市民に物品等を販売できる場を提供し、障がいのある人の活躍出来る場の拡大に努めます。併せて、事業所と市民を繋ぐことで障がいのある方への理解が深まり地域での関わり合いへの発展に繋がるよう取り組みます。

3 居住系サービス

- 市内には、施設入所支援で指定を受けた事業所が2か所、共同生活援助（グループホーム）で指定を受けた事業所が13か所（内、日中サービス支援型は1か所）あります。福祉施設から地域生活への移行を踏まえると、共同生活援助（グループホーム）は利用が拡大することが想定されることから、事業者の状況把握に努めます。

4 障がい児支援

- 市内には、児童発達支援で指定を受けた事業所が14か所、保育所等訪問支援の指定を受けた事業所が4か所、放課後等デイサービスで指定を受けている事業所が23か所あります。
障がい児支援の希望者は増加の傾向にあるため、事業者の状況把握に努め、見込量の確保に努めます。
- 子育て世帯における支援では、子どもに障がいのある、なしに関わらず家族全体を支える相談支援は重要であることから、家族ケアの視点に重点を置いた地域全体の支援体制づくりに取り組みます。
- 中核的な支援機能の提供と地域における体制づくりでは、児童デイサービスセンターくれよん及び四街道市自立支援協議会専門部会（療育・教育部会）を中心に、保健、医療、保育、教育、福祉と連携しインクルーзивな（障がいのある、なしに関わらず子どもが地域社会への参加・包容される）子育て支援体制を構築します。
また、各事業所において「にじいろサポートファイル」の活用を推進し、当事者に関わる支援機関が、連続帯で支援の工夫を引き継ぎ、ライフステージの変化に応じた年齢にふさわしい切れ目の無い支援体制の提供に取り組みます。

5 地域生活支援事業

- 相談支援体制については、増加傾向にある相談件数に対応できるよう相談支援体制を整備していきます。また、サービス事業者などの関係者による個別ケア会議を行うことで総合的な支援を行います。
- 障がい者自立支援協議会については、行政はもとより教育、就労関係機関や障がい福祉団体（障がい当事者）などの参加により展開しています。生活、就労、療育・教育の3つの部会において、様々な検討を行っております。今後も、障がい者の自立した生活を支えるため、地域の関係者がネットワークを構築し、家族ケアも含めた支援方法等の検討を行います。
- 意思疎通支援事業、移動支援事業については、県などで行われる研修などの情報提供と積極的な参加を促し、人材確保のための環境を整えます。また、意思疎通支援においては、障がい特性に応じた工夫ある支援が必要であり、人材確保や育成は長期的な視点で取り組む必要があることから、これらに並行してICT機器の活用を推進し、文字やピクトグラム等の記号や映像を使用した視覚的情報や音声情報の活用等支援方法の手段の拡大に努めます。

第8章 計画の推進

1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなどの達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定、改定を行う時に各施策の進捗状況を調査します。

2 関係機関との連携

障がいのある人が、地域の中で心身ともに健康に、自立して生活していくためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。同時に障がいのある人自らも、権利主体として積極的に地域活動に参加し、個々に合った活動の場を拡大し、活躍できるよう取り組むことが重要となります。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、障がい者自立支援協議会を中心として、地域住民、行政、障がい福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化に努めるとともに、千葉県視覚障害者福祉協会、千葉聴覚障害者センター、高次脳機能障害支援センター、千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係する専門機関とも協調を図ります。また、障がいのある人の権利を守り安心して生活できるための支援として、基幹相談支援センターが中心となり、障がいのある人への虐待の相談、通報、届出に対応し、関係機関と連携しながら、虐待を受けた障がいのある人への支援に限らず、虐待の発生となった環境側にも支援し、虐待の早期発見と虐待の発生防止に取り組めます。

3 県および障がい保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を超えた各種のサービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、健康福祉センターの所管区域を基準とした16の障がい保健福祉圏域が定められました。

本市は、印旛健康福祉センターの所管区域に含まれます。印旛健康福祉センターは、本市をはじめ、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町を管轄しており、地域活動支援センターI型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町村が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

資料1 計画策定体制と経過

■障がい者自立支援協議会

本計画の策定にあたり、関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者の分野の代表で構成される四街道市障がい者自立支援協議会からの意見を参考に計画策定を進行しました。

開催日	区分	主な審議内容
令和5年5月17日	第1回	・計画の概要及び策定スケジュールについて
令和5年11月16日	第2回	・現行計画の進捗状況について ・市内障がい福祉団体への意見聴取結果について ・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について
令和6年1月19日	第3回	・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について

■障がい関係団体へのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市内障がい関係団体にアンケート調査を実施し、当事者やその家族の立場からの現状、課題、困り事等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

開催期間	対象	主な内容
令和5年8月28日～ 令和5年9月22日	市内障がい福祉団体	・今後利用したい福祉サービス ・日常生活で困っていること

資料2 用語の解説

バリアフリー

誰もが自立した生活を送れるようにするために、障がいのある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念のことです。バリアには、都市環境・建築などの物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどがあります。

サービス等利用計画

障がい福祉サービスの利用を希望される方が、総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、最も適切なサービスなどについて検討し、「指定特定相談支援事業所」、「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が作成するものです。利用者本人、家族、支援者等が作成することもできます(セルフプラン)。

指定特定相談支援事業所

障がいのある人、家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、専門機関等との連絡調整を行う基本相談と、障がいのある人等が、障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う、計画相談支援を行う事業者です。

指定障害児相談支援事業所

障がいのある子どもが障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用しようとする場合、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う事業者です。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

障がい者自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定される協議会です。障がいのある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。障がい者自立支援協議会はこの役目を担っています。

障がい者自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障がい福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、障がい者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の、財産や権利を保護するための制度です。

地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型からⅢ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業と、併せて相談支援事業を実施します。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

Ⅲ型：創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

補装具

障がいのある人などの身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される用具のことです。具体的には、車いす、盲人安全杖、義手、義足、下肢装具、補聴器などです。

ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のことを指すもの。また、一生をとおしての変化を指すものです。

ICT（アイ・シー・ティー）

Information&CommunicationsTechnology の略。情報通信技術を表す言葉です。

第7期四街道市障がい福祉計画
第3期四街道市障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月
発行 四街道市役所福祉サービス部 障がい者支援課
四街道市鹿渡無番地
TEL 043-421-6122
FAX 043-424-2011

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保

保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保

保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通

所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針

1 目的

この指針は、公文書等における表記を「障がい」とひらがな表記にすることにより、「害」という漢字による負のイメージや違和感を有する市民に配慮するとともに、障害者基本法の目的である、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会に対する市民の理解促進を図ることを目的とする。

2 実施内容

実施日以降に市が作成する公文書、啓発資料（ホームページ、広報、チラシ、パンフレット等）、会議において、人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」「障がい」と表記する。併せて、組織の名称についても「障がい」と表記する。

3 実施上の留意点等

- (1) 表記の誤りを正すというものではなく、障がいへの理解促進を図る目的から、実施日に表記の変更が困難なものについては、条件が整い次第、表記を更新するものとする。
- (2) 法令においては「障害者」と漢字で表記していることや、国の障がい者制度改革推進本部において障害の表記に関して結論が出ていないことから、条例、規則、要綱等から引用している表記や固有名詞については対象としない。
- (3) ひらがな表記は、市民又は自治会、その他団体（以下「団体等」という）に対して強要するものでなく、それぞれの自主的な判断に委ねるものとする。
また、市民、関係機関、団体等からの依頼により、市が広報等による文字情報を発信する場合は、ひらがな表記についての理解を求めることとするが、最終的には依頼者の判断に委ねるものとする。

4 所管課

福祉サービス部障がい者支援課とする。

5 実施日

令和6年4月1日とする。

「障害」表記の具体例

1 ひらがな表記を使用する場合

①「障害」という用語が人や人の状態を表す場合

対象	具体事例
市が新たに作成、発出する公文書 啓発資料（広報、チラシ、パンフレット等） 会議資料 ホームページ	障害者→障がい者 障害福祉→障がい福祉

②市が任意に設定している組織名、施設名、行事名等

対象	具体事例
市が任意設置の組織名、施設名、行事名等	障害者支援課→障がい者支援課 障害者自立支援協議会→障がい者自立支援協議会 障害者基幹相談支援センター→障がい者基幹相談支援センター

2 漢字表記を使用する場合

対象	具体事例
法令、条例、要綱等の名称	身体障害者福祉法 四街道市重度心身障害者医療費助成条例 四街道市精神障害者医療費助成要綱
法令、条例、要綱等に規定されている用語等	身体障害者手帳、障害支援区分、障害福祉サービス、障害者支援施設、特別障害者手当、障害者控除、障害基礎年金等
他の機関、団体、行事名等の固有名詞	千葉県中央障害者相談センター 視覚障害者総合支援センターちば
人や人の状態を表さないもの	電波障害、障害物、交通上の障害等
医学用語等の専門用語として漢字表記が適当なもの	心臓機能障害、肝臓機能障害、高次脳機能障害等